



皇國開闢由來記

四

13  
2750  
4





伊18  
9263  
4止

13  
2750  
4

日本國開闢由來記卷六

指漏漁者 編

第十 世道自氣運を追時小隨く轉變し任ころそ

異域の教法華を為了却く我神道と回護

佛法の我小入来し。人王二十九代天國排開廣庭天皇漢風乃益踊と欽明  
天皇と稱奉し。御宇十三年辛未歲小く神武天皇即位元年より千二百十  
二年小當百濟國より佛像經卷を我邦小献るる。蘇我大臣。宿目宿禰ハ  
を此方便小説とろの。現世安穩後生善處の説を聽く。己カ利欲の心より忽ち  
を起し。これを天皇に勸奉る。尊宗より。旨を奏る。物部大連尾輿中  
臣連鎌子ハ敢くこれ我肯ぞく。我邦日嗣の皇位を基天小建まひを以て。





恒小天地社稷の百八十神。四時の祭祀を以事とす。然るを今蕃神を拜す。恐く天神地祇の怒を致んことを必定す。決して崇敬せざるべし。堅く執るこれを排たり。天皇ハ實小御と覺めし。さして蕃神の像と。經卷の類も。情願者小附屬とす。盡く稻目宿禰小賜けし。宿禰大少忻悦。己が向原の家と捨寺とあり。佛像と安置し。經卷を納る。朝夕小禮拜とす。然る小此歳疫癘大不行し。人武天折損残多。治療せざるの夥し。部大連尾輿及中臣連鎌子ハ。禍ハ必稻目宿禰が蕃神を禮拜せよ。國神乃震怒。み故とす。再奏せし。令と下す。稻目安置せ。佛像を奪ふ。之を難波の堀江に流棄。伽藍を盡く焼燼。餘なく。蘇我乃稻目を薨ほ。天皇小爾御。大御命。淳中會太珠敷皇子御位小即。入

これを敏達天皇と稱奉す。天武天皇の十三年小百濟より還る鹿深臣。弥勒石像一軀を持來り。佐伯連ハ佛像を持來し。蘇我馬子宿禰との佛像二軀を請く。鞍部村主司馬達等。池辺直水田と茂。修行者を訪覓し。播磨國僧の還俗せ。名を高麗惠使とす。者を得。大臣以て師とす。司馬達等が女乃名を島とす。年十歳なり。と度せらる。危となす。これを善信尼とす。漢人夜菩とひ。者の女の豊女と度。禪藏尼とひ。錦織壺の女の石女とひ。尼とす。惠善尼とひ。此二人を善信尼の弟子と為。馬子乃佛法依。三尼を崇敬。三乃尼を以て水田直と達等とす。衣食を供。仏殿を宅の東方に經營。弥勒の石像を安置。三尼を屈請。大會齋を設。馬子宿禰。石川の宅地に於。佛殿を脩治。佛法の初茲。作。翼。十四年。疫疾大流行。民死。者甚衆。り



た。物部弓削守屋大連と中臣勝海大夫奏す曰く。何が故小臣等か言をも用  
たす。皇考天皇と陛下の御世子かえ。疫疾流行く。國民殆絶ん  
とす。全を蘇我臣が佛法を興行す由り。之を禁断せしめ  
らむ。と申す。天皇聽し。言とるの理炳然。ちうとの言を  
汝等速く佛法を禁断せしめ。命をひらねば。物部弓削守屋大連自寺に  
詣り。胡床に踞坐。その塔を斫倒し。火を繼ぎ。之を燔。並に佛像を佛殿  
とを焼。燒餘るる佛像を取。難波の堀江に棄し。尼等三衣を奪ひ  
禁錮す。海石榴市の亭に楚檣す。此時麻痺流行く。死者多し。皆佛像  
を燒るとるの罪より。のたると。觸せしもの。然に馬子  
宿祢。天皇ふらち嘆く。臣が疾病。今より愈ぐ。死に三寶の力を蒙る。ふ

よ。救治がた。思ふに。臣が所願を御許容。何ん。と。此  
奉す。を竊小奏奉る。然る。汝獨佛法を行。決し。餘人を導と。なれ  
と命。たす。三人の尼を馬子の宿祢に還付す。馬子宿祢。これを受  
大小歡悦。新し精舎を營。迎入。供養せ。馬子が迷惑と。天皇の柔弱す。  
みきを制し。不。睿断の知見。あ。さ。と。小由と。雖。世道。の。つ。氣運。小。從。  
轉衰。づ。時勢の然ら。ひ。と。何と。も。と。其。年。の。月。  
天皇。山崩御あり。橘豊日皇子位。即。た。を。用。明。天皇と。稱。と。出。乃  
天皇。佛法を。信。ト。す。ひ。二。年。の。夏。磐余の河上に新嘗祭。榊。時。より。  
病。を。得。す。ま。ひ。還。幸。す。ひ。群。臣。不。詔。す。朕。が。病。を。得。る。大。と。佛。を。礼  
せ。故。に。然。ま。朕。ハ。三。寶。に。歸。依。せ。ん。と。欲。は。く。の。と。ま。ひ。な。れ。ば。



物部守屋大連と中臣勝海連と。詔不達。いづる御病のそれ。由て發  
す。とある。然るに國神不背。他神を敬ふ。神の怒を得る。ひ  
御病の進。由來とも。たんと奏。蘇我大臣馬子宿禰。詔。隨御  
意。茂助奉。尤然。度。ま。と。連。小。仏。を。敬。礼。す。頻。り  
勸奉。ける。御意の向。と。諸臣。も。異議。を。申。者。も。一。同。小。然。る。べし。と。奏。け。り。仍。り。穴。穗。部。皇。子。ハ。先。豊。國。法。師。を。引。り。内  
裏。子。入。り。け。り。物。部。守。屋。大。連。睥。睨。り。大。子。怒。叱。る。也。押。政。部。史。毛。屎。急。遽  
來。り。密。子。大。連。に。告。ぐ。曰。今。羣。臣。竊。小。卿。を。圖。ん。と。も。聞。り。拒。禦。す  
ま。ふ。も。其。詮。を。却。り。身。の。災。と。す。宜。を。准。備。あり。然。る。に  
た。り。を。い。ひ。て。諫。め。ば。大。連。已。身。を。命。と。擲。り。深。く。國。家。の。為。小。誠。忠。と

盡ん。く。も。の。志。は。い。づ。り。毛。屎。が。言。と。を。實。あ。む。と。い。ひ。く。別。業。ち。河。内。國。跡。部。の。地。を。退。り。か。り。佛。法。を。歸。依。し。佛。子。祈。念。す。不  
其。驗。あ。る。守。屋。と。勝。海。を。申。け。り。御。惱。日。を。重。ら。せ。れ。持。不  
終。不。ん。と。せ。り。時。子。司。馬。達。等。子。鞍。部。多。須。奈。進。出。る。臣。ハ。天。皇。の。御。為。出。家  
一。道。を。脩。む。丈。六。の。佛。像。及。寺。を。營。造。ん。願。奏。す。れ。ば。天。皇。ハ。悲。慟。す。ん  
あ。ま。と。許。容。せ。り。今。の。南。海。の。阪。田。寺。の。丈。六。の。佛。像。脇。侍。の。菩。薩。に。れ。り。  
天。皇。其。月。の。九。日。小。崩。御。志。を。ひ。り。蘇。我。馬。子。宿。禰。大。臣。諸。の。皇。子。と。羣。臣。と。を。勸  
り。物。部。守。屋。大。連。を。滅。ん。と。謀。り。守。屋。大。臣。が。佛。道。を。惡。し。馬。子。宿。禰。を。好  
む。悉。皆。其。私。慾。を。發。互。小。己。が。權。威。を。恣。せ。ん。と。逆。意。より。出。る。を。い。ふ。と。  
遠。く。天。下。後。世。の。為。小。慮。の。け。り。遂。に。我。邦。開。闢。以。來。の。掌。入。り



らざる躁擾を起す至一人慟嘆しきとともち。殊仁道と好せしとす。皇子の  
御身を以てこの逆意に従ふとす。既而皇子。更の名を耳聰皇子とす。  
聖徳太子とも稱す。用明天皇第一の皇子小く。上宮子居る小く。上宮太子とも  
稱。後小斑鳩小住く。ひしよより。斑鳩皇子とも號たり。此時小の皇子  
年いまだ少く。菟花束髪小く。軍の後隨う存る。白膠木を削取。四天王の像  
を作。これ頂髪の上置く。兼我馬子と俱小誓う。今の一我と一敵と勝  
先する。必護世四王の爲。四天王乃像を造。寺塔を建。三空を流通を令す。この  
まひて。軍に出立せし。馬子軍勝利を得。守屋の餘黨を滅。後攝津國小  
四天王寺と造。大連の奴僕の半と。第宅を分。寺に附屬。兼我大臣の。本願小  
て。飛鳥の地に。法興寺と建立す。欽明天皇の第十二子。泊瀨部皇子と

立り位小即し。これを崇峻天皇と稱。蘇我馬子宿禰大臣とすと故乃如く。  
御太夫の位ゆき。故のゆき。倉梯の宮を經營す。それ移居す。ひり。  
今の十市郡倉梯村金福寺の。舊趾あり。と。此天皇も。馬子が權を  
恣にするを憎たむ。且仏法を好せし。馬子とを厭。位に在こ  
と。僅小五年も。竊小東漢直駒とす。殺せし。異域乃教法の。  
我邦に入。初より。日本開闢以來。嘗てその例あざる。この殺逆  
乃大罪を犯す。尤憎厭す。天皇馬子を爲す。殺す。  
まひり。嗣位空り。群臣皆馬子が意に阿諛。敏達天皇の后豊御  
食炊屋姫ハ。欽明天皇の皇女也。を以て。位小即す。豊浦乃  
宮。即位の礼を行。これを推古天皇と號。聖徳太子小萬機の政を攝。







めづるもつらう。四天王寺を難波の荒陵に造る。遂に仏法を天下に弘く。往昔應  
神天皇の御宇。儒教を我邦に傳へ。之を三韓より輸入。唐土の音信はきく。が。  
聖徳太子権威を擅し。心のまじに仏法を弘通。人為天皇を奏す。大禮小野  
妹子を唐土に遣はれ。音信を通し。此の時を始とす。其のまじに。類は  
彼を求む。まじに。彼を媚諂ひ。此よりして國體を敗る。まじに。遂  
に。豆利將軍義滿公の書。明国の王に遣はる。自臣と稱する。如き國の耻を致す。  
まじに。神武天皇即位辛酉歳より。千二百五十年  
まじに。慨嘆もまじに。神武天皇即位辛酉歳より。千二百五十年  
まじに。世道一變より。まじに。熟思  
この推古天皇即位元年より。天保十三年壬寅の歳に至る。まじに。千二百五十年に及び。  
まじに。五の數を積累する。まじに。五六の數を

重く氣運の轉變。まじに。必この大數二千五百年と。千二百五十年より。其十分の一と。  
百分の一と。大小の變革。まじに。然るに二千五百年の十分の一と。二百五十年。  
百分の一と。二十五年。是律呂の二十五調子なり。宮商角徵羽の五の調子。變宮  
變徵の二と合す。七の調子とす。五七と合す。十二調子とす。十二を両に分て六  
とす。十の五の六を疊ぐ。五六算積。六十一年。一週より。本を復り。十二月  
の一年とす。十二時の晝夜とす。世道の轉變。天地自然の定。りる數理。まじに。  
世人より。儒佛の教法の功害。漸に辨知。まじに。を得。我邦の古道。再令  
世に興。國土天賦固有の勇威。を異域に炫耀。まじに。時。まじに。馬子。裁  
逆の大罪。まじに。神功皇后。應神天皇の幼稚。まじに。補佐。  
まじに。得。政。攝。まじに。天皇の位。まじに。蘇我馬子が



権を擅中し。世を己が意のやうにせんとの私の心より。己より出づ。制易きとし。この女王を立てる。開闢以来のやうに嘗て聞かざる事あり。皇極天皇及持統天皇の女主を以て位小即し。遂に聖武天皇の皇女を立て。東宮と名けし。至る。この推古天皇より起る。かゝる一方ある。悪行の漸に進む。遂に我邦の例なき。蝦夷父子が僭逆の大罪を致す。家の滅亡に近づく。偶然の事あり。抑我邦を。世界萬國の大君主宰の至尊皇位に在る。異方八臣僕及農工商のどろ。一切の事。物も。悉皆異方に於て製作せし。これを採り用るとも。是亦天地自然の造成に依る。かゝる然る所以のゆゑ。故に儒佛等の教法の我邦に入来り。あれは神の幽箒より。時運に従ひけり。俱に我足る。を補ひ。時弊を救ふ。裨益を成る。けり。その好悪の僻と。その採用と。是亦且を得る。得

ざるより。功を小く。害を大く。為が故。よ。その美を辨知する。を要とする。と。物。他國の事を採用す。その日本氣宇。小應を。裁量の取捨。ゆる。儒教乃我子入。應神天皇の聖明を以て。身を修世を治る。乃輔翼と。佛道の我子入。稻目馬子等が私利欲より。福田利益の説。惑る。依違を。これを世に弘め。公私の別。と。栗背壤の隔。且風土。乃違ある。故に均。是悪を懲。善を勸。の教。功害の相従。自ら。判別。故に儒仙の教。我神道を輔翼。國家を平治。の裨益。を。我。悉皆神の幽箒。由りけり。一切の事。本末。信。の。我邦の神道。此儒佛の教。為。隱晦。光を失ふ。時。況。此儒佛の教。上。於。旺。盈。虧。能。是亦自然の勢。彼國の史書



に漢の時えんとき彼国かのくにの使つみを通つうぜしといひ、國造くにのつくりすむ稲置いなぎをいふ。今の世の大  
小名のせうみやうだれた者ものが其領地そのあまのちより私の利欲りやく乃なほ為なす。竊ひそかにに彼かれを往來わうらいし。好このむと求もとむ  
りけり。天皇てんかうより御使おんつみを遣つかはせしむ。故ゆゑに彼國かのくにの史書ししよに倭奴いど  
國奉貢こくほうきんもその使人つみのかみ自大夫おほおとといひ。また國くに乃なほ極南界ごくなんがいよりいひ。樂浪らくらう海  
中ちゆうに倭人わにんあり。分ぶんり百餘國ひやくじゆこくとある。歲時さいじを以もつて來獻らいけんせしむ。また來貢らいきんせし  
倭わを伊都國いどこくといひ。この伊都いどといひ。筑前國ちくぜんこくなる怡土郡いんたかほりの怡土いんたも古ふるに  
伊覩いどといひ。伊覩いどと伊都いどと怡土いんたと俱いっしょに倭奴いどと音相通おんあひらひゆる。往い古唐土こくたうどの地ち專せんに往わ  
來らいせし。此西辺このにしへんなる怡土郡いんたかほりを領りやうせし。國造くにのつくりが私ひそかにに唐土たうどの地ち通とほる。國王こくわうのやういひ  
ちとる。倭奴いどとも委奴いどとも呼よぶ。百餘國ひやくじゆこくにあり。また東方とうほう與羽あひ  
蝦夷えみの地ちも除のぞき名なを知らず。國造くにのつくりの事ことも。彼かれに言傳ごんづつす。怡土郡いんたかほりの

の外そのも私ひそかにに往來わうらいし。この外そのも私ひそかにに往來わうらいし。天皇てんかうより通好とほごす。ひ  
こころ。倭奴いどとも委奴いどとも呼よぶ。然しかるを倭わとて於能かの甚こゝろ呂島りしまの事ことをいひ。また  
短矮たんわいの美みも。我邦われこほの人ひとを唐土たうどの人ひとに比ひぶ。其體そのたいの短矮たんわいも。呼よぶ。呼よぶ。呼よぶ。  
たゞい。當あらね説せつども。天明年間てんめいねんかんに筑前國ちくぜんこく那  
珂郡なごほりに後漢光武ごかんくわうぶの時ときの金印きんいんを掘出あひだせし。委奴いど國王こくわう印いんをいひ。怡土郡いんたかほりに國造くにのつくり  
が彼國かのくにより受得うけえる物ものも。明あきく知しる。日本國にっぽんこくといひ。國くにの名なも。天照あまてらす大日おほひ靈たま  
御大神みことの皇孫みまごの知しり。皇國みまごこなり。萬葉集まんやふしふに不盡山ふじんさんを詠よむ。長歌ながたに日本にっぽんの  
山跡やまあとといひ。山跡やまあとは此邦このくにの古名ふるななり。日本にっぽんといひ。日の神ひのかみ乃なほ衣國いこく孫まごの知しり。國くにを國くにといひ。  
日ひを本もととて建たてる國くになり。稱呼しやうこゆる。山跡やまあとの發語はつごなり。後のちに國くにの物名ものなとあり。  
春日飛鳥かすがひとの例れいのど。日の出ひの出る東あづまの方かたなる國くになり。國くになる。



名づけしきどく、全唐土人の臆度より出たる後の世の妄なる説ども小て採らば  
足ぬとす。後漢の建安年間、新羅王の語、吾聞、東に神国ありて、日本とつとけり。近  
視、倭といふ名の雅なるなり。唐の時代、日本と更に名をいひ、尤無誓とく小あり。近  
くハ豊國大神の朝鮮を伐すといひ、其後、彼国の史に記するも、その履歷を詳小せり。  
姓名をすくとも誤り、小く明小知らば、ことある。左右、今の世の人、安ん唐土の書  
に記するとも信ず。自己、国名のともを、誤説ども、彼国の昔、我邦の事実を  
知小由らる。僅小西の辺なる国造が使を遣り、聞傳する事を記すも、觀らば、古昔我邦の  
天皇より通好すといひ、一と、更小あり。推古天皇の御宇、聖德太子が攝政、  
佛法を弘く、人々為小、彼小求るとは、頻あり。始て、御使を遣はし、  
倭奴といふ倭ハ、委奴の音なり。委奴も、つとて、筑前国の郡の名あり。とゆふ。唐土

の學問のをも昔より、彼書記する臆測虚捏の説を信ず。我邦を彼が下小在を  
りとする過失も、總て瞭然小了解する事どもあり。了也。

第十一 國家の衝氣小隙を生じ、外虜覬覦心を起

上下俱小死地、隨て後神風敵船を覆没す

推古天皇の御宇十六年、大禮小野妹子を唐土隋国へ御使小遣をせり。桓武天皇の  
御宇、都を山城国長岡小遷り、後、推古天皇より八十一代、龜山天皇諱を恒  
仁と稱す。御宇、文永元年夏六月、彗星東に乃、見らば、光武天皇、三年の  
春正月、然のち、諸国に地震あり、數にり。天変地妖大なり。如何  
なる憂事や、發る。前兆あり。諸人安ん心、唐土の國號を宋とい  
ふ。世に、北虜なる蒙古国より、金といひ、國を撃つ。これを奪ひ、他の國を滅



と四十餘国。遂に宋に迫る。志高くこれを侵し。威勢益壯なり。高麗等の諸国を  
を服従しめ。同四年春正月。高麗国の子供を御導として。我邦へ書翰を奉りて入貢の  
事を申入る。朝鮮の所謂高麗国也。我邦の勇威を豫に聞傳ふるとも。河内  
風濤險々。卒に到る。よりのひのぐれ。空々々々。己が国の藩阜とて。よ者のま  
蒙古の書翰を持せ。翼五年の春正月。筑前の太宰府に來る。朝廷に。後差我院御  
年四十九歳。ふりて。内裏にて御賀を引奉り。御催はる。伎樂の御調あり  
。その事も卒に止る。牒状を關東へ下り。評議せしむ。執權北條時宗。其  
驕傲不遜。と憤り。兩國へ御答を。同六年。蒙古再兵部侍郎黒的礼部  
侍郎殷弘と。使者を。船を對馬に着せ。答書も求め。對馬の守護代  
右馬允宗。助国拒り。納さず。蒙古は對馬の島に二人を虜に。空歸去

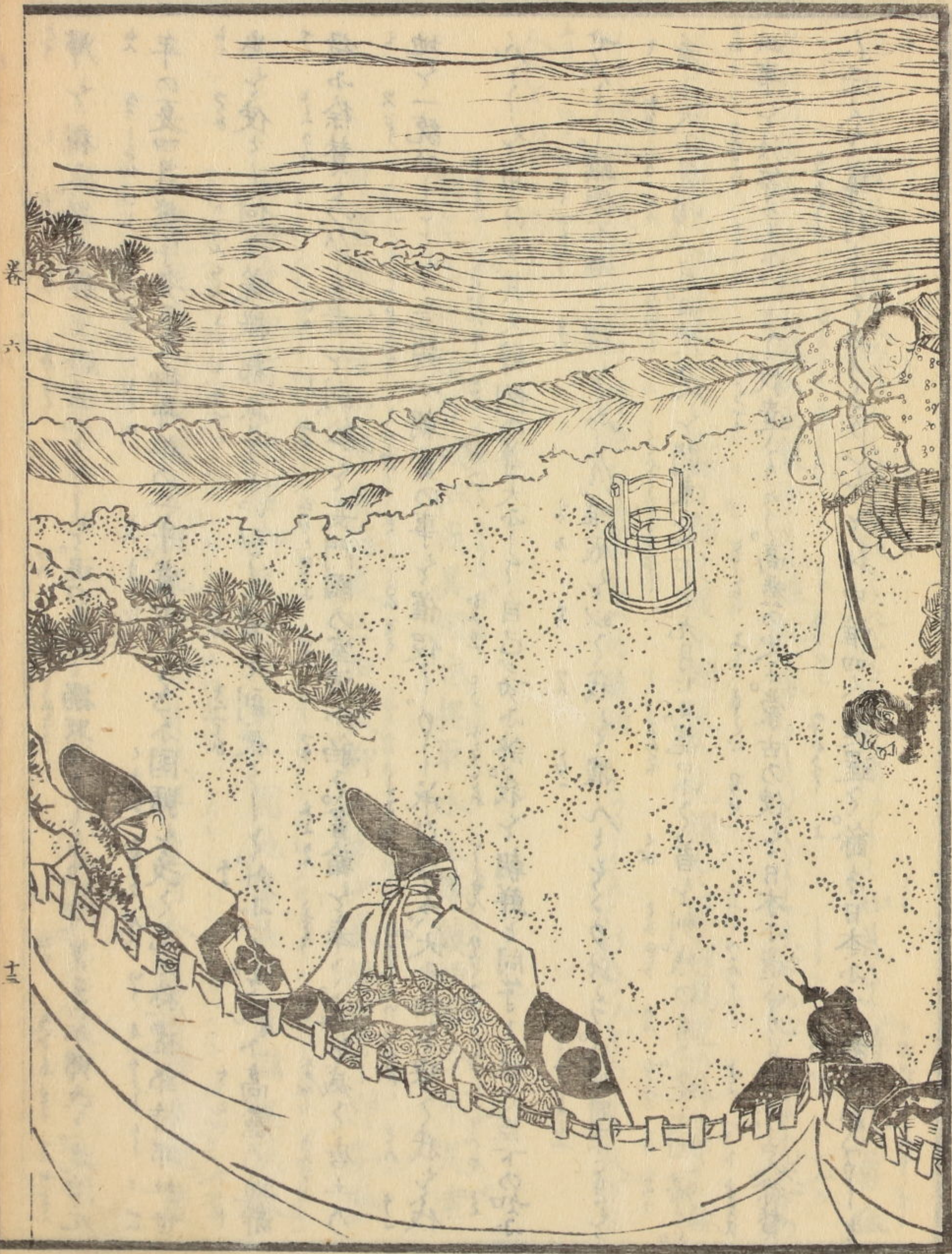
る。同八年。蒙古より。秘書監趙良弼と。使者を。高麗に。使せしめ。  
副。孫前國。今津。小着。高麗王より。俱に蒙古に好を通ふ。と申す。書翰を  
奉る。朝議。區く。御答はる。子定。御返翰の草稿も。關東へ遣はる。御沙  
汰。執權北條時宗。の。此使。空に歸る。  
此年より。百九十六年以前。宇多天皇の寛平七年。これ蒙古国。新羅と。己が幕下の屬に。宣  
の魁。對馬國へ討入る時。筑前守文屋善友。太宰府より。臣秋山河某と。對馬へ遣はる。敵  
兵。將阿虎連と。虜に。その餘の。大將三人。副將十人。士卒三百餘人。を虜に。斬殺す。その  
を。數知ら。道に。數十人。過せり。これ。新羅に。恐怖を。我に。敵對  
あ。蒙古。此時より。恐を。懐て。來り。迎を。侵す。利あり。  
止。異国の。王も。慕て。立。習はれ。蒙古に。寛平の時。蒙古。小。を。



る。宇多天皇の御宇に我邦を侵せ。蒙古の国より二百年を過る。後宇多天皇  
乃御宇に再大舉来て我邦を冠せ。天皇の尊號の同くも。奇異なる事あり。と  
此蒙古の使乃筑前國來。文永八年の夏五月乃夜尾州熱田の宮乃内鳴響と音聞  
漸高きなり。四五千をりの炬火乃火のやうなり。夥多し出。海上に続。と  
跡あり。何の故と。知れず。蒙古人寇の  
前兆の奇瑞なり。後小と思知。同十年春正月。彗星西方小見。災異頻小見  
と。衆議左右小。下民を。未だ。と。嘆  
同十一年春正月。天皇位も。皇太子小傳。後。上皇の御身を以。政事  
小。皇太子御年八歳小。位小即。謙。世に。後。宇。天皇と  
奉。此年の冬十月。蒙古鳳州。經略使。忻都と。大將と。戰艦三百艘。兵二万五千

に高麗の兵八千を加。來。對馬小寇と。守護代右馬允宗助国防戰。多。敵を殺。と。  
勝。と。打死を。敵。壹岐國を侵。と。防。守護代平内左衛門  
景隆打死。と。遂小敵に地。得。と。蒙古對馬壹岐の二島を奪。と。勝小  
乘進。筑前の太宰府を侵。鎮兵拒戰。利。殆破んとせ。少貳景資射  
賊乃大將と。者。斃死傷。多。と。大風雨發。船を毀。溺死。と。  
も多。と。小。賊。夜小。潜小船を。出。と。  
夜明。知。追。小。その行方を知。と。後。出。と。  
一隻小乗。百二十人。虜。と。漕。一説。此時夜半に白衣の神三十柱。と。  
宮崎の宮。現出。箭鋒。と。射出。と。神変不思議の働。賊。大小  
驚怖。艦を解。と。上。盡。逃。唯志賀島小船一艘。残。と。衆の船の逃







歸を視る跡を逐て逃去んとせし。追つぎに擲取らしむ。翼其年歸改。建治元年の夏四月。後宇多天皇御即位の二年。蒙古ハもと不国號を改て元と稱。禮部侍郎杜世忠を使と。何文著。徽都魯丁といひ。使者を副使と。外ハ一人。高麗ハ通辭役ハ徐贊といひ。者ハ副船を長門國の室津ハ船。書翰を奉。宋を滅。唐土乃地を一統せしと告。頗小朝貢の事を催促。承引る。大兵を擧。我を伐ん。其文辭例の尊大。自己功誇。我を朝鮮と同等。視。臣下の如せん。驕傲不遜。禮を。唯威を以。我を摧んと。北條時宗。看。大發憤。八月。此使五人を関東。召下。九月七日。龍口。首を刎。殘の者。速小國。歸。此事。汝等。王。一。放遣。高麗の史。蒙古の使。日本。遣。時。古。徐贊。に三十人。導行。中。惟四人。逃還。餘。日本。殺。と

記すを視。使。之。の外。餘多殺。れ。知。時宗。此。勇。猛。果斷の處置。我邦必勝の上策。唯此一事。上下の心を。天下の人の日本。を喚起。死地。陷。後。國家の光耀。を絶。海。萬里の外。後世の我邦。於。外。寇。を御。の。龜鑑。と。天下。今。出。曰。

明年三月頃。可被征伐異國也。扼取水主等。鎮西若令不足者。可省宛山。陰中陽。南海道之由。被仰大宰少貳。經資了。仰安藝國海邊。知行之地。頭御家人本所。一圓地等。兼日催儲。扼取水主等。經資令相觸者。彼配分之員數。早速可令送遣。博多也。者依仰執達如件。



建治元年十二月八日

武蔵守 義政 判

相模守 時宗 判

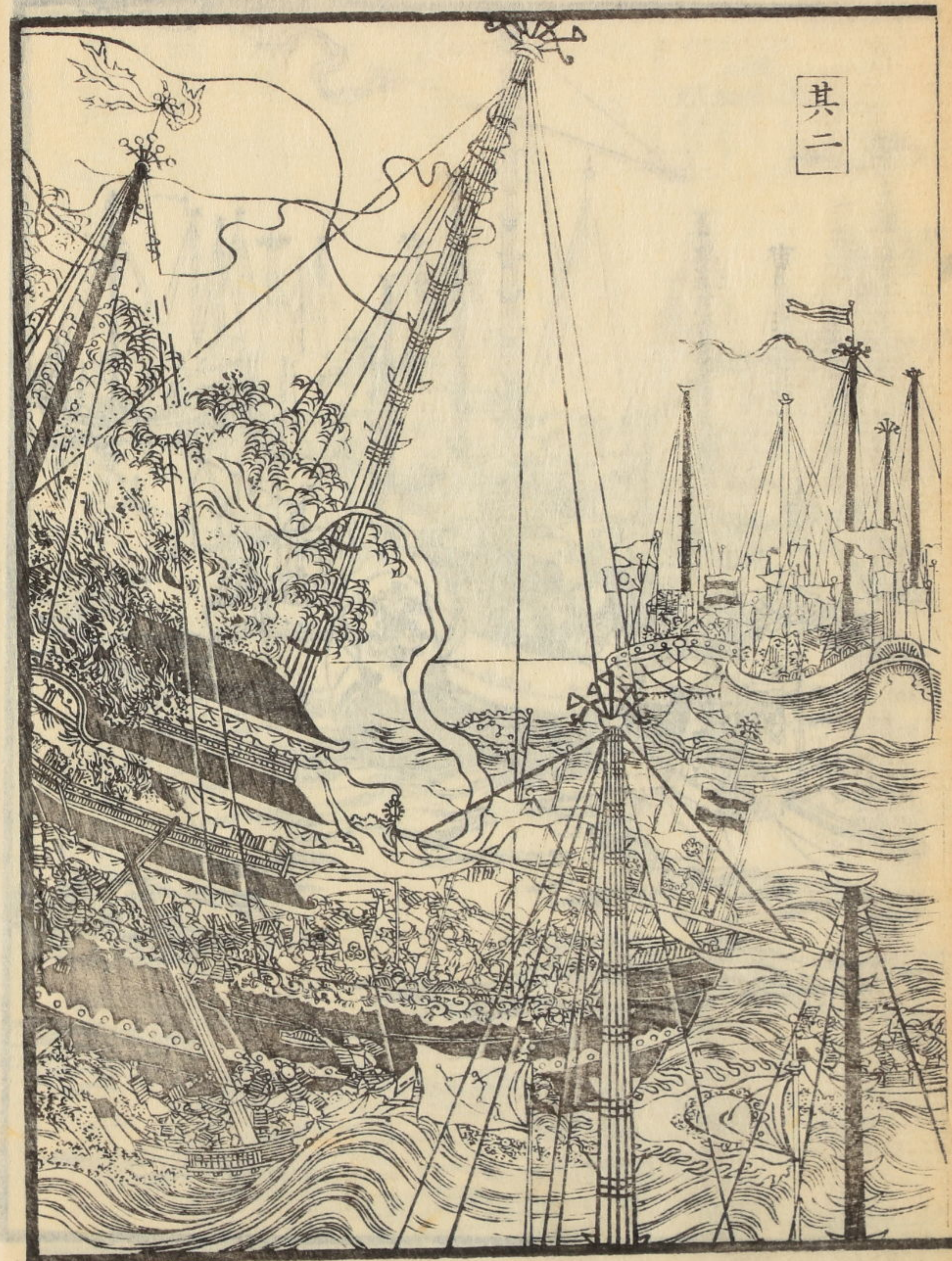
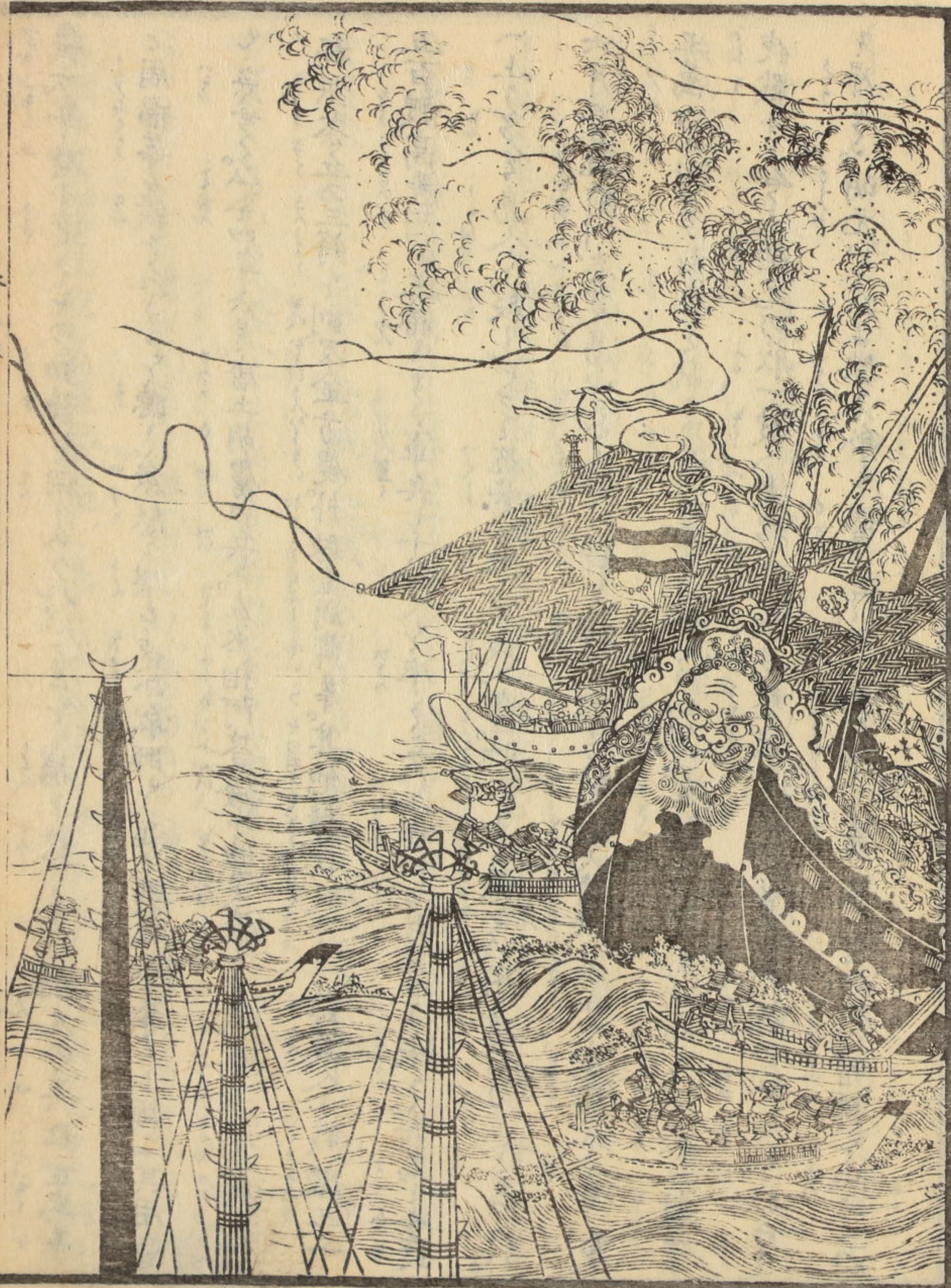
時宗ハかゝる令を天下へ下りて言觸るる事心實小異国へ船を出し彼を伐んと  
をる小治らば唯是天下の武士の心を一致せしむる事也。恥を思死を決し。自ら自国  
於るべきを防禦す。必克しめんことを速慮より出さるれば。故如何とされ我朝  
元の使を斬り彼を心軍を用ふの心を決せしめん。彼等の軍須の具を待て七年  
を経て漸小齊小いづるを我々の使を斬り。僅小六月。大軍艦を造んとする  
移文もあつて軍を彼小致人といふ。豈真実の情ありや。故小再異国征伐の令を  
出さるる。浦々の警衛を堅く。九州四國中國山陽南海等の国々へ下知を傳へ  
北條上總介實政を鎮西探代として。關東の兵を多く從へ筑紫へ遣へ。大宰府

の水城を増築す。京師の衛兵を備へ用心懈らざる。唯防戦の嚴警の事あり。その使を斬り  
時より。この計策の部署ハ既小定まつる。胡元幸小く我邦の地利小委らる。兵を分て  
要害の地を攻め我を悩の謀小抽し。十萬の衆を一部に團り以て筑紫一邊の地を船を  
着し。我國內の事ハ明白小知さる。過より出さる失策あり。此方に在る。これを防禦し乃便  
宜を得。京師鎌倉に於て。幸小く事あり。其時は應じたる神明擁護の神等  
由り。造化自然の配る。殊小此頃。天下の守護ハ悉土着あり。其領  
所小住居せし。外寇を禦小便を得。外より來助るれば。あつて。これを抵當し  
得るあり。且辺土に住山野に遊獵する。とらんと平常の業と。其小質樸小く。身  
健小力小自強あり。人少く。敵を禦しを得。その利小く多あり。胡元  
小。杜世忠が復命の遲きを待つ。別小僧靈果といひ。小周福といひ。者茂副。











復太宰府小遣の動靜を伺ひぬ。胡元の主、杜世忠等  
周福等を殺さん。と聴く。激怒し堪はず。速に船師を起し我邦を奪んと頼み其用意  
も急せり。弘安四年六月。唐主胡虜の兵。左丞相阿答海と惣大将と。右丞范文虎と。惟  
都、洪茶丘の三將を副。及金方慶、朴球、金周鼎等。其他精兵凡十餘萬人。戰艦三千  
五百艘。高麗國の王、曙も。軍兵七十餘人。率てこれに従ひ。五月廿日。来り。對馬と壹岐  
へ上り。多し島人を殺し。やがて筑紫の地を攻へたる。此方にも豫て用意あり。と云ふ。  
六月五日。筑前州志賀島に於て。始り鋒を接す。大將を破。大將洪茶丘を生捕へ。せしむ。  
王萬吉といふもの。如劇に戰し。免る。とを得。此軍の先登。小草野次郎。小船二艘。中  
夜戦ふ。とせり。胡元の船一艘。乗移。敵數多撃取。廿人の首を斬。敵の船。火をかけ  
を歸る。胡元といふもの。懲り。船を置合。互に相扶。一寄り。けり。暗號を以て。これ

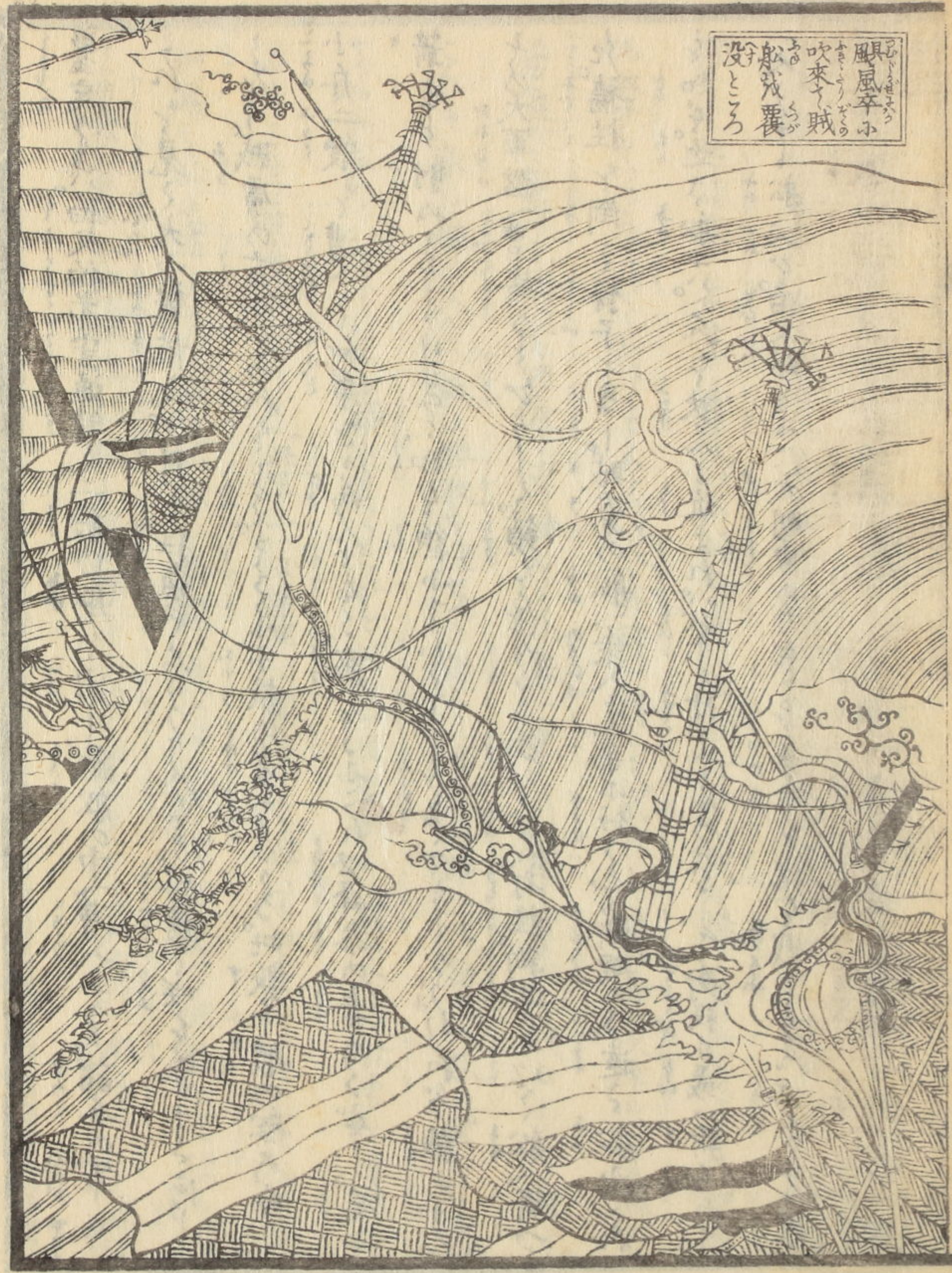
を知せ。大船の上より石弩を放。巨炮を撃。此方の船を何れ小けし。巴岩弩と巨炮。小中  
けり。船を破。入るとり。小打破。とせり。と云ふ。諸軍勢俱に耻し。思。敢て。い。と云ふ。  
故に。此。一。碎易者。と云ふ。大友嫡子。蔵人。自親。僅に三十騎。と云ふ。洲崎。と云ふ。船へ攻  
寄。敵の首。多。取。り。歸。る。九州。と云ふ。追。々。集。會。す。兵。と。云。吾。少。く。攻。寄。り。城。の。次。郎。が。麾  
下。小。新。左。近。十。郎。今。井。彦。次。郎。財。部。次。郎。等。敵。兵。數。多。斬。死。し。皆。殊。死。戦。ふ。敵。小。背。を。と。り。  
者。一。人。も。た。り。勇。敢。と。云。ふ。と。云。ふ。諸。營。と。云。逐。次。に。我。方。ら。と。攻。め。り。五。日。と。云。  
十二日。い。と。云。防。戰。と。云。賊。兵。の。討。つ。り。は。數。知。を。賊。兵。の。執。執。を。視。て。敵  
が。と。云。と。云。陸。上。と。云。兵。と。云。皆。逃。と。云。周。章。と。云。船。へ。還。ら。し。り。或。は。追。て。擊。つ。り。  
い。と。云。船。を。漕。出。し。道。と。云。澳。へ。出。し。り。鷹。島。の。方。へ。漕。寄。り。多。と。云。日本。の。諸。勢  
も。博。多。後。白。崎。の。三。十。里。の。海。涯。に。築。地。を。高。く。築。立。馬。を。馳。登。つ。と。云。表。の。方。へ。乱。杭。逆



茂木とあり付る。海上をくもを見せり。危峰の波小臨が如し。唯伊豫国住人河野  
六郎通有、常必心よむ。十年が間、蒙古寄来らむ。此方より異国へ渡り合戦を  
なす。聖請文十葉を、書き社の神三島の祠へ供せし。灰小焼く自飲せし。胡虜  
乃攻来し。待つ。待てり。入其時を得。武士は者身の大事なり。唯ひ  
勇進。出陣し。海の方乃表。出陣せし。幕一重を引廻し。築地を後よせし。けり。  
これ敵を輒引入。一戦は勝敗を決せんと思ふ。ゆゑ。逃路は。諸卒の敵背をせし。  
と。河野の。いざ。か。構。これ。河野が後築地。時の入。の驍勇。賞感。  
あり。通有。如何。此軍。諸軍に頭走。偉る功。思ふ。  
何處。的。漕。胡元の船。展観。邀の沖。大山の如。軍艦。樓閣。高  
く。造構。金銀。鏢。旌旗。翻。風小靡。角。多立。並。これ。大将の船。吃。

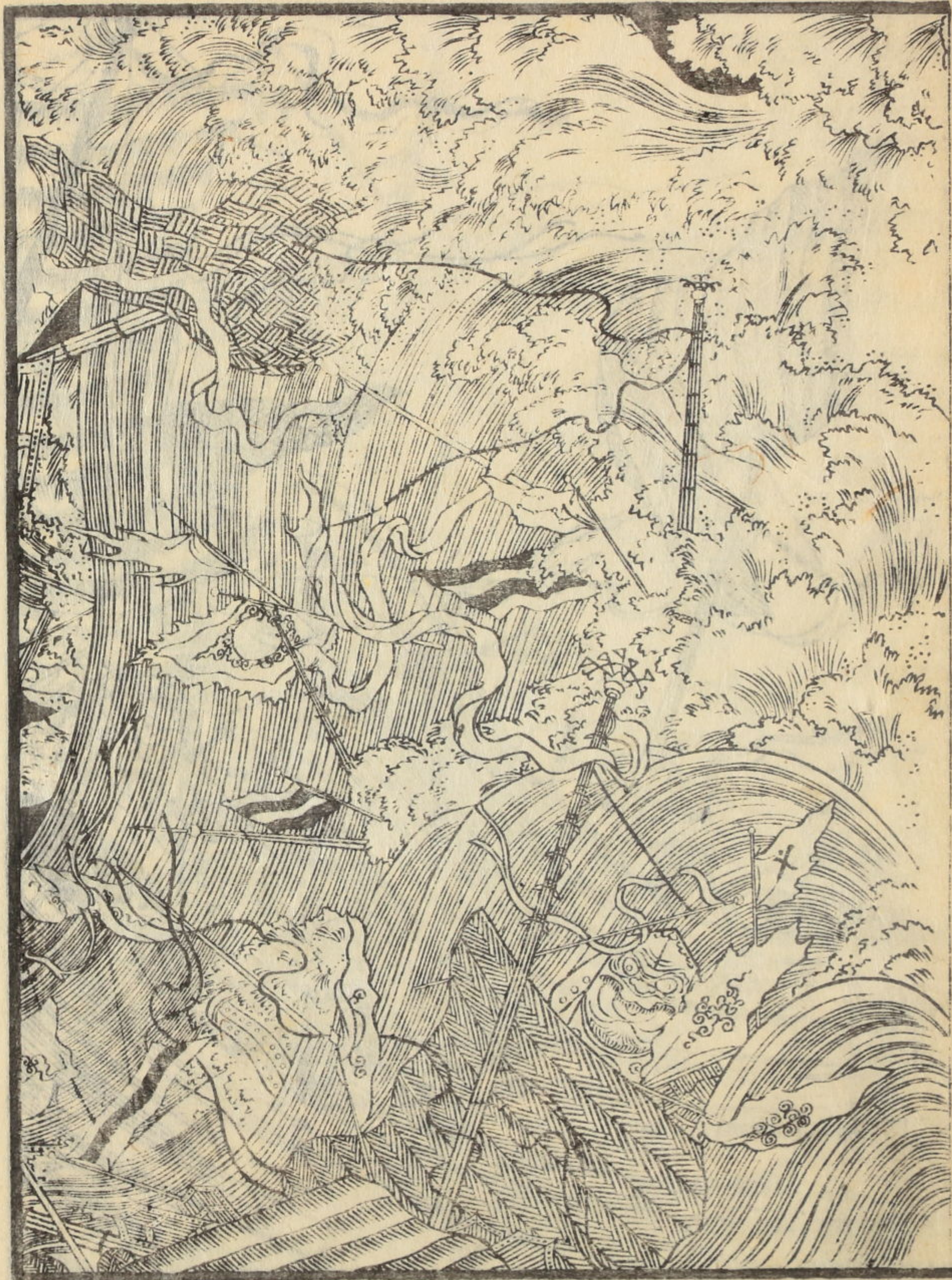
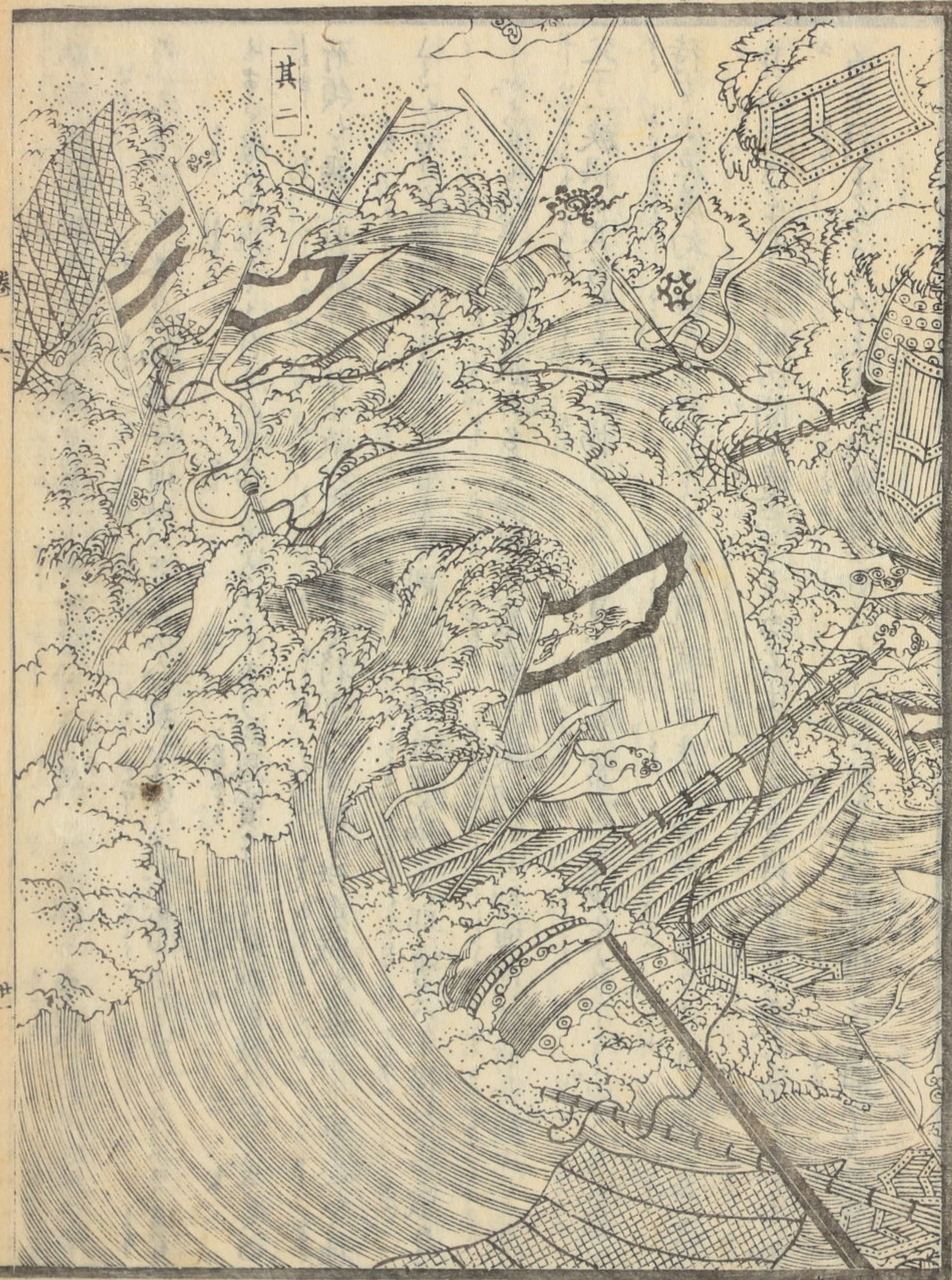
鑑定。伯父。伯耆守。通時。二艘の船。出。敵船の中。漕入。諸手の軍兵  
これを見。大。驚。河野。狂氣。吐。此。數千艘の船の中。  
小舟。二艘。漕入。何事。為。察。必。降。者。安小  
箭。射。知。難。  
この大軍艦。漕寄。鎖。鉤。打。掛。鉤。竿。以。船。寄。つ  
た。橋柱。倒。梯子。賊。虜の船。乗入。手。任。斬。廻。遠。船。小。れ  
を。知。近。船。扶。近。緊。防。衝。殺。或。斬。られ。て。  
一人。船。入。伯。父。甥。大。剛。勇。力。去。身。命。惜。戦。た。れ。撃  
その。數。の。うち。の。大。將。と。冠。を。着。者。と。生。俘。已。船。乗





颶風卒小  
吹來賊  
船覆  
没とろ







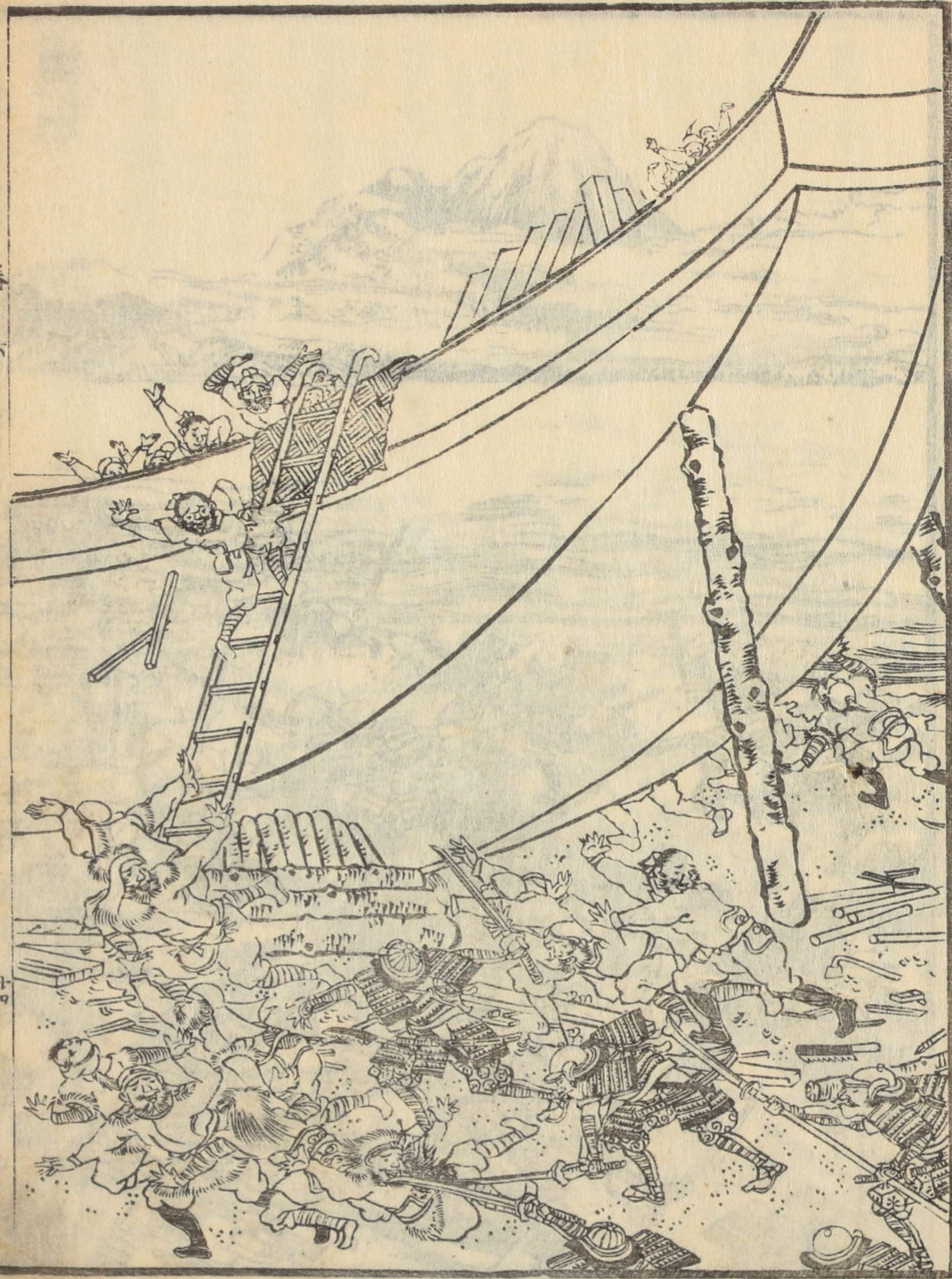
敵船小火を放りこれに焼日暮り岸小漕帰る。後外の俘小尋問三人の大将の中  
一人ありと答ふ。伯耆守通時の要害の金痰を蒙れば船中より空となり。通有  
も亦く慶々小疵をうけられど命は恙あり。此恩賞として肥前肥後小於く多々の  
所領を賜り對馬守小任下敵の大将の首を將軍の實檢に供夷賊を退治し軍忠を抽  
くを厚く感賞し。宣旨を賜り。此時通有が嫡子八郎通忠八。年僅に十四歳なり  
しが。此軍に従く敵兵多々討殺し感賞を蒙。河野七郎通高。筑前長洲庄を賜り  
父子一族俱小其名を天下に揚ぐる。實小世の無常と老少定まらぬ。出る息入息を  
待ど水泡夢幻小譬する理をよき慮解。武士と生る。殊平常に今日を限の命と  
身の危きことを片時の間も遺忘する。主人より受得る恩義を思ひ耻を知  
名を汚らんと。此通有が如く。後の世も傳へる。誰か稱譽さ

らんこの通有がこと。日本魂の最優るをのこる。自餘の人々小北條実政。將草  
野七郎ハ兵船を漕出。敵を志賀島小邀撃。首を斬り二千餘級。これを敵を殺す。と  
の多き最第一の功。安達二郎。大友内蔵人貞親。僅小三十騎の勢を以て。陣小乗  
入。當を離立刺殺。多々の首を取。田尻三郎種重。弟二郎種光。兄と俱小殊死戦し。  
少貳覺惠ハ。戦々殊死。大友左近將監貞親。殊小多々賊を殺し。人小勝る功を  
立す。其外薩摩の人ハ。武光三郎師兼。福寢弥二郎。清親。豊後の人ハ。志賀太郎泰朝。筑前の  
人小。秋月九郎種宗。天草の大夫野十郎種保。肥後より。大野小二郎國高。託磨次郎時秀。野  
中太郎長季。須田次郎秀忠。小野大進頼承。あとの土着の士。これれり。走集り。あつて皆身命  
を抛り。防りけ。胡虜の軍兵多し。雖進岸より得ず。偶陸上より。皆  
我邦の突進。山崩潰。周章。船小逆歸り。多々。大辟易。漢土明の世の人。



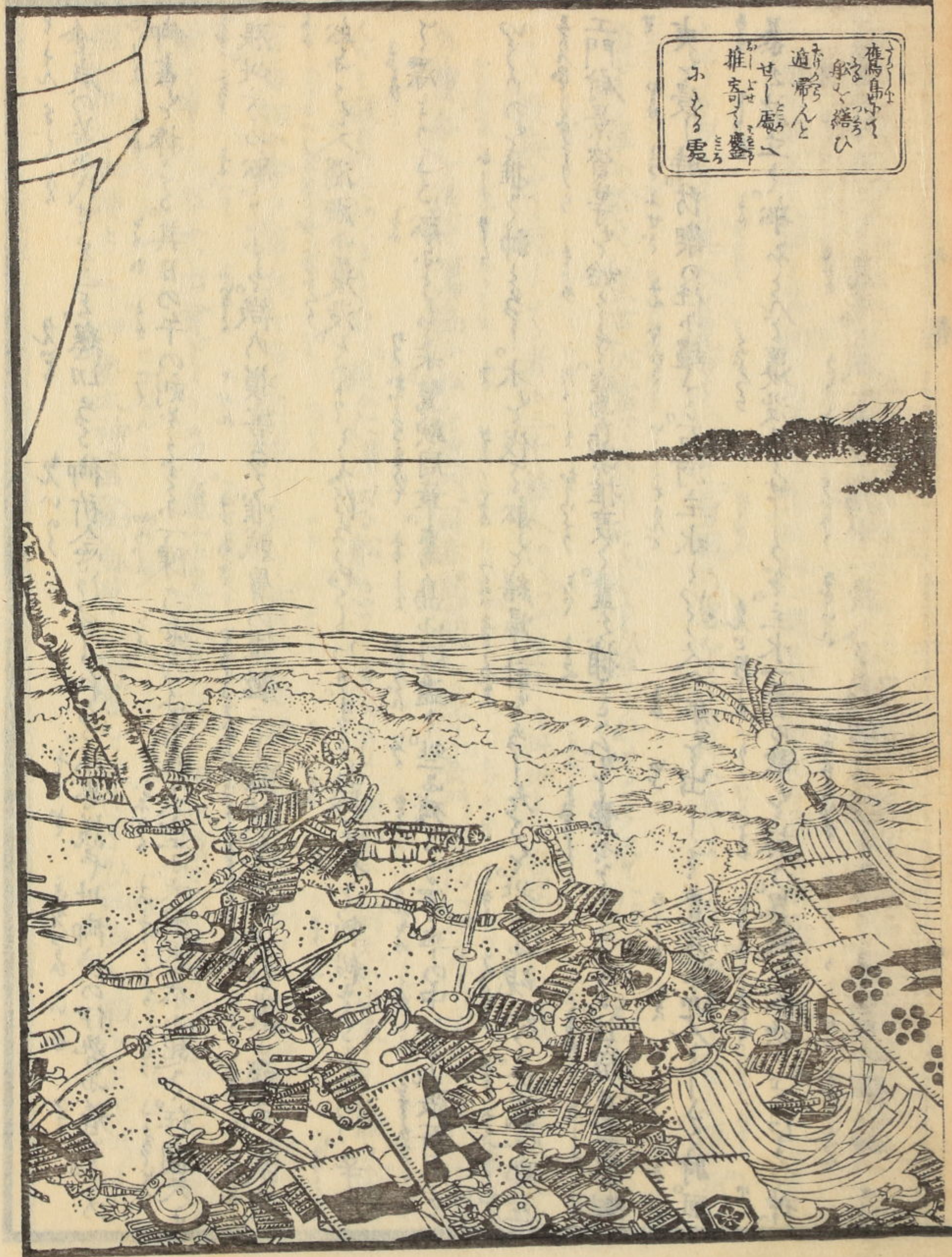




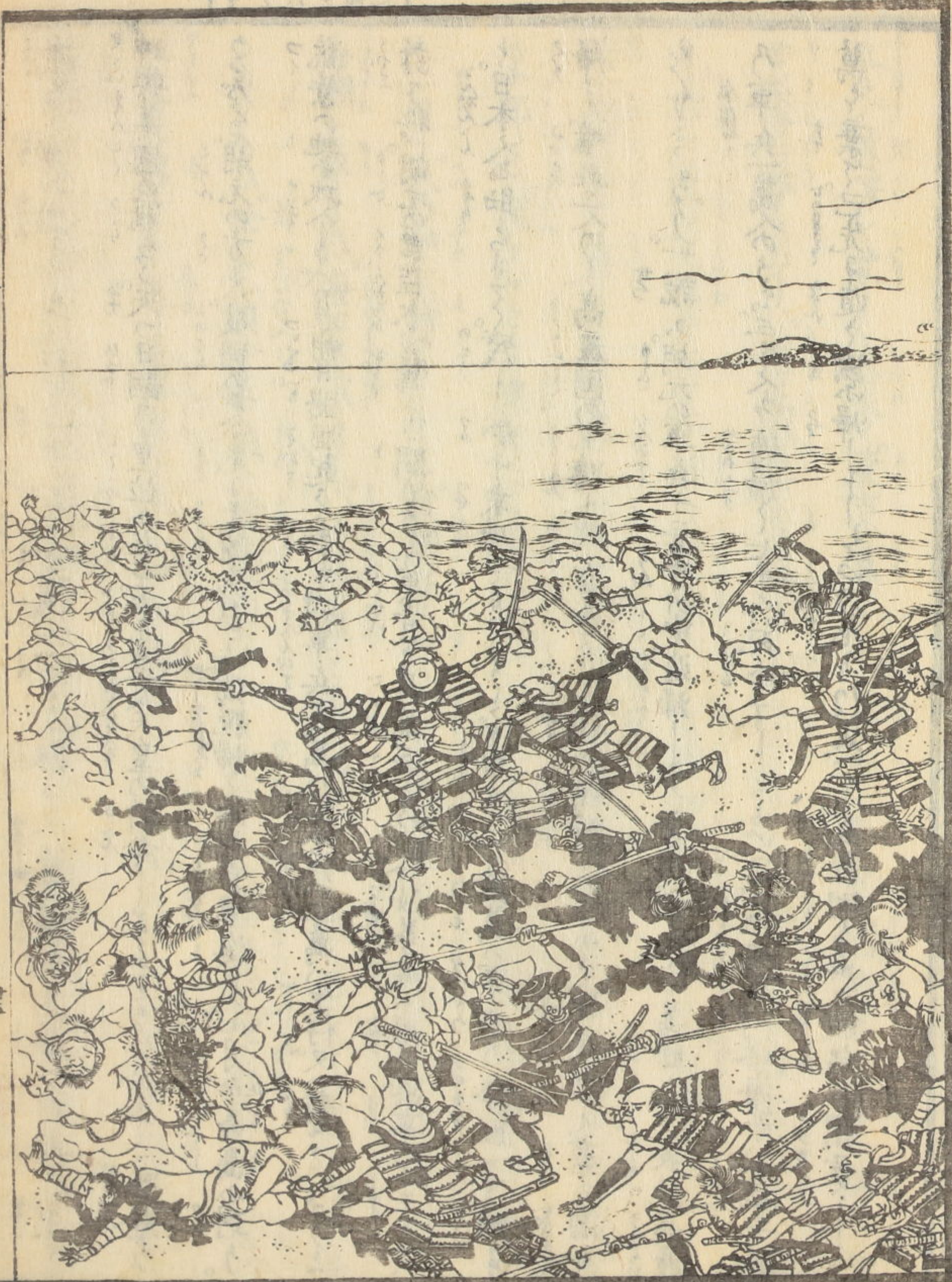


118

舟馬中  
 船に絡ひ  
 遊帯んと  
 せし處へ  
 推し可く  
 不も  
 災









平壺と  
記せし  
平壺と  
平壺と  
平壺と  
平壺と

遠く漂へりて一士人至誠の心より詠一首の歌ふその験ありぬと況て  
坤壇萬國の冠たる天つ日嗣乃皇位在と太上皇及天皇の祈念  
るるを胡元の方より彼国の史先千聞のひに獨脱歸六月官軍海より七月平壺島に到り  
筑紫の地を攻入八月朔日颶風起り船も破軍兵七八萬は海に没三萬は生俘又殺れんと  
許され胡元の君臣大驚る間より莫青と吳萬吾との二人汝等國に歸れ此事を王より  
日本へお助らるる一船に乗歸せしむるを申す十餘萬の軍卒の命助る國々  
歸り唯此三人の高麗国の王暗も單身おちる僅か遁歸りし軍兵七千人盡く溺死  
たりしと一説は胡元の軍兵十三萬人中遁歸りし三萬人中十萬餘人を殺し高麗  
乃軍兵一萬のち三千人を遁歸り七千人死せしとありて范文虎阿塔海等士卒十餘  
萬を棄て己先子遁り國に歸りしとありて高麗國を世々我邦に朝貢し

年久之恩澤も蒙りしを忘れ蒙古に黨せし我邦の人を憎御斥る者も罵る平  
昔梨骨口離るひり蒙古高麗の言の轉り今この世より傳へる後三百餘年を歴  
る王は其時の王系おぼしむる國々即其國々豊國大神の征討も蒙りし自招とありて  
暗小此時の罪を罰ししむる此方小閩七月朔日彼方小八月朔日の事かの史書ど  
ゆ小記する閩をわらざるの連はにありて此胡元の主忽必烈は北狄より出く唐土の地  
を一統し天の助を得しりし彼国の書に記す其先主高閩台へ赤壺を討て時大風吹  
海潮を散るれば海面を浅くして八赤壺を遁り島に渡りて天より道を開れ  
るるを以て金の完顔合達と戦時軍利ありて逃走し大霧忽起り四方昧りし金の  
軍遂に得ざる退る霧霽り視れば深谷の所より外行し道ありし露合を追來る谷  
小澤入りて天の助ありしひ忽必烈は臣伯顔を以て宋の軍を伐時錢塘江の潮沙を岸に止る至



と二日。わが國の瀕に瀕する。天の助を得て國を興す。元吉使、  
斬らば憤を發し。我を撃んとせ。軍艦の十萬の大衆を俱に一颯風の為小。忽ち海上に泡を消  
し。天の助を差等し。我國の他を異し。一事を明し。解し。祝  
多。我國の天祖天照皇大神の皇孫瓊杵命を此土に降臨し。殊に宝鏡を持し。祝  
す。の。猶吾を視し。如く。齋祝を命じ。天照大神の御靈  
も此宝鏡を止し。基を建国を護す。世に有難く神勅あり。  
然るも今上皇の御身を棄つ。萬民の苦厄を代人と誓ひ。至誠の御  
慈愛を。此條時宗胡元の驕傲不遜を憤り。使を斬り。國体を耻は。賊虜の膽を挫  
ぎ。天下の士人をして殊死の心を決し。仇の來を待た。此一事を父祖の犯せ  
罪を贖す。外寇を防ぎ得べし。最第一の干城を建てる大功績を天照大神の

感應を致す。この炳然たる仰ぐ崇む。此時胡元も既小砲礮の器  
に。頻りに我を撃つ。我を惱し。死を致す。此小此器を  
知し。唯弓箭を用ふるの外。刀槍薙刀を専ら用ひ奮撃突戦す。  
一を以て百に當り足り。或は小舟を以て乗出。竿鉤を以て船に乗入。櫓杆を  
撈子とす。賊虜を生俘せしむ。其機會を發め。軍の勝敗は唯是兵士の氣の勢ひの伸く張出。衆の人心を決死し。外小  
勝利をちり。彼軍艦の大小堅牢。火攻の具の備。巧妙も畢竟  
身と損。敵に勝ん。我邦真實の美勇の心を觀る。勝利を必決す。我を  
わが國の。我邦真實の美勇の心を觀る。勝利を必決す。我を  
わが國の。我邦真實の美勇の心を觀る。勝利を必決す。我を



と張出。国家の為小身を擲すべし。視るも全小兒。威不均。更不怖。  
に足りけふ。り。鳴呼我邦。自。天賦の義勇。此亦  
生成め。秀靈之氣。根抵の。人。素より禽獸の性質。他は優。  
往歳異国人の虎を崎陽。輸。官司。命令。市井  
村里の活犬を取。飼せ。獵師の家。蓄。犬を出。せん。り。り。れ。  
獵師乃。や。此犬甚。探。虎を傷。も。人。懦。を以。否。れ。  
村長笑。汝。犬。探。も。虎を損。出。も。強。  
出。せ。檻。入。り。犬。ハ虎の將。攫。も。隙。伺。忽。吠。り。吠  
と。嚙。虎を殺。り。鶴。小。鶴。より力。大。不。劣。故。不。羽。仲。拍。  
。心。小。身。損。地。不。落。も。鶴。ハ。決。敵。が。り。け。な。れ。も。り。

と故。其。昔。緊。中。を。鶴。を。攝。得。る。ハ。鷹。鳥。の。性。質。の。躡。捷。と。あ。れ。を。使。こ。の。機。會。を。得。と  
ると。ゆ。れ。ら。り。筑。紫。の。兵。の。胡。元。の。大。軍。艦。を。怖。ず。り。小。船。を。乘。入。り。これ。を。制。せ。り。  
唯。これ。日。本。魂。を。激。發。さ。れ。て。皆。決。死。心。を。一。せ。り。鷹。鳥。の。よ。く。鶴。を。攝。得。と。其。趣。ハ。同。ト。こ  
な。れ。バ。假。令。颶。風。の。船。を。覆。没。こ。の。天。の。助。を。と。ゆ。も。遂。小。全。を。勝。利。を。得。く。虜。敵。を。追  
退。ん。こ。と。更。に。疑。な。ら。る。故。我。邦。の。人。ハ。軍。法。炮。術。の。先。其。天。稟。の。義。勇。の。心。を  
養。へ。日。本。魂。を。呼。起。ん。こ。と。第。一。心。が。く。ざ。こ。と。り。胡。元。ハ。それ。より。自。國。を。現。ふ。心  
止。り。事。を。起。し。能。く。て。忽。必。烈。死。其。孫。鐵。木。目。位。を。嗣。て。胡。元。の。君。と  
り。後。伏。見。天。皇。の。正。安。元。年。ハ。鐵。木。目。我。邦。の。佛。法。を。崇。む。こ。と。を。知。て。僧。寧。一  
山。陰。不。計。策。と。示。て。これ。を。使。り。書。を。奉。り。專。虚。無。寂。滅。の。法。と。説。て。國。典。を。毀。り  
人。倫。を。廢。ち。を。り。上下。の。心。を。蕩。國。を。弱。し。然。後。再。兵。を。奉。之。を。伐。ん。と



す。北條貞時遣こを察と寧一山を伊豆の島小満うり一山六の邪謀の已  
小暴るに駭悔。我小帰化意を起るとれ。島よる呼帰。南禪寺の住持  
ひたり。貞時が胡元のその密謀をよく形象をさし察知るを制し。  
禍害を將小崩んとするは前小禦得る。知見の明るりのといふく。とて  
かくても。我豊葦原の瑞穂國の天壤と與ふは隆と同一と窮るるまき。  
靈威をるるは。此のごとく。烟炳なる。豈怙恃さふとならずや

日本國開闢由來記卷六終

元史卷第九十五外夷傳小載たる胡元書牘の附記

是の第十一回蒙古の襲來條小舉へきりのなりとて。女流美童の者小阻與  
からんふとを怒。別小此に鈔出せりなり。

蒙古國の主。姓ハ奇渥温。名ハ忽必烈。唐音を以て之を讀も。蒙古の語小當りともあつて。後小元の世祖と稱。唐土宋の天下小奪

一者の至元三年我邦文永三丙の八月。兵部侍郎黑的を信使と爲。禮部侍郎殷

弘を國信副使とて書と我邦の 天皇小奉る其文小曰く。

大蒙古國皇帝奉書日本國王朕惟自古小國之君境土相接  
尚務講信修睦况我祖宗受天明命奄有區夏遐方異域畏威  
懷德者不可悉數朕即位之初以高麗無辜之民久瘁鋒鏑即  
令罷兵還其疆域反其旄倪高麗君臣感戴來朝義雖君臣歡



如父子計王之君臣亦已知之高麗朕之東藩也日本密通高麗開國以來亦時通中國至於朕躬而無一乘之使以通和好尚恐王國知之未審故特遣使持書布告朕志冀自今以往通問結好以相親睦且聖人以四海為家不相通好豈一家之理哉以至用兵夫孰所好王其圖之

此書を今の世は通俗文に譯していたる

今朕我者大蒙古國之皇帝より書状を日本國王に許し進下し決志赤黄存の古より小國之君之國境近くはす相互交を結んで慈意被ひ況く赤黄が如きの先代より天道は作付いて唐土之北近は領一我者よ至る領和次牙小度く相成り事故遠方之小國は我者之威より畏徳し懐く未朝せぬは之より赤黄位即頃朝鮮國之民

共が兵礼苦小を打平け侵取したる土地を返徳は遣はす朝鮮之君臣は一統難有りのみ我國へ参勤は同君臣とて申懇なる事ハ親子之如くは赤黄前古より此沙汰は大方内閣は家外教と存然し朝鮮は我者東之方なる藩中のみ日本ハ其朝敵と至る近く其上昔より此方へ使を遣貢を入る事之例も折有之は得也赤黄が世に相成りるより一向は方採り沙汰も去りて如何は心得は我未審も事存小に付此度使者を遣書状を以て赤黄が心入を申進下は同今より以後は其方より使を差越はしる由慈意は汝度か聖人より以四海為家と中事之は得也我者如き聖人之徳を具する者ハ慈み不致然し四海を一家とする旨は相背可申は是迄に申入れる由系引是より無撥軍勢を差向是非を正し可申はされど其は好敷事ハ是より



間餘亦勅辨有々度事存也以上

おもふくその大意の會得をへし。さて此蒙古國とのふの唐土の昔秦の始皇が築たる。北狄と唐土の境なる萬里の長城より遼北の方ある沙漠の地ある小き胡國なりし。鐵木真とのひし王の世ふのて。其近き邊より。遠く西域の戎どもを伐國を奪らと四十餘國おふより唐土宋の世の開禧二年ふ。自進る皇帝と稱し其子窩濶台の世ふなりて。宋と己が國の間なる金とのひし國を滅し。宋を侵て其地を奪らと半ふ過る。勢愈昌あり。忽必烈の世を嗣し頃ふの國威益強なりて。四方の胡どもの貢を致臣と稱る者千餘國ふ及り。その頃契丹とのふ胡。高麗今朝鮮とを侵せし時蒙古より軍兵を遣り其亂を平げ國王禎順治板の元史に禎不作。康熙板に禎又禎ふつる。と立る王と為せしより。高麗も東の藩

と稱し。唐より事さるふなりしより。蒙古ハ高麗の我邦と相隣して密通を以て。この高麗を介して我邦に逼る。我を臣し事しめんとする意を起す。後漢魏晉の頃筑紫地方の國造等が。私に我國王より詐り彼を貢を入利を得たる者のをりありし頃筑前怡土郡なる國造が。國名を問れし。怡土と答たるより。後漢乃先武帝より。委奴國王印と記し。一寸四方に金印を與たる。倭奴を轉して倭と呼し。古名なりとありし誤り。天皇より使を遣されし。階とのく世ふ厩戸皇子が佛法を尊信し。彼を求めしことありし。私の計議より出で始て此事ありしをも知む。唐土乃國に大なるを怖る。彼も事さるものと臆度る。此文中にも開國以來亦時通中國なりとのひし。本文第十回委奴の事を辨たり。昔ハ我邦の内官家と定たまひし。我邦の臣僕なる高麗國と。第九回記。同等より己に臣服しめむと欲ど。



我日本竟を以て之を論べ假令舉天下の人を殺盡さるとも誰か  
阿容と従ひのあつべき然と蒙古ハ我邦の小なるを以て蠢爾夷  
蠻と同等ハ計度威力を以て屈伏さばべきものと思ふ蒙古の至元四年  
宋度宗咸寧三年高麗國の郷導使と俱ハ出帆せし高麗國ハ豫ハ我邦  
の勇武を傳聞たるもあはれ御答如何ありんとかひひゆるる風  
濤の險を口實ありて徒ハ還らば忽必烈ハ督責の存なるハ止まざる  
得ず己ハ國の藩阜とゆる者のを以て此書翰を持せ己ハ書を副て我  
邦ハ達せし人龜山天皇の文永五年の春のことあり其高麗乃舩  
太宰府ハ着し其書翰を受取し鎌倉ハ致京師ハ奉諸卿との  
事を議せしめて御答あらんとせしを執權北條相摸守時宗其自尊  
大驕傲唯己ハ功ハ誇り禮を失ふのとなりて朝貢せし兵を用

我を征んとし侮慢威脅乃辭ゆるを憤恚之を覆奏抑御答誠せし勢  
奉高麗ハ使者潘布を太宰府ハ留るハ五箇月及ぶ御答書  
授けし空還けり同六年蒙古乃使と高麗の使俱り再對馬の地ハ倒  
し土人ハ豫り時宗ハ嚴令を聞たることなれたることを相納くを許  
す蒙古の使ハ忿乃あまうり藤二郎彌二郎とのひり嶋の賤民二人被虜り  
しハ國ハ還しを忽必烈ハ去の嶋人ハ逢り爾ハ國より中國ハ朝覲し  
あはれ尚りし我世ハ至るハ絶し其事ハさふしを使を遣之を問る  
まぐのあとなり決し迫り國を奪んとするハあらば爾等より此意ハ  
傳下るとのいし懇ハ款待資財など多く與り護送還けり翼七年再趙良  
弼を使し高麗の通事別將徐禰校尉金貯と俱り同八年乃秋筑前  
今津ハ到太宰少貳筑後守藤原經資兵を率行り詰問その書翰を







有者親之鄰國馬きへ目出度事と申す。然を北土猶縁好致ゆ。無據軍勢を差向す申す得ず。左様相成ゆ。亦當り肯奉意。同能由思業被成。奈事と存。以上。

北條時宗よきと奏聞し。こも又例の不遜驕慢。我を蠻夷と心得たるを咎。御答せと勢奉。して使を還。益鎮西の防衛京師の守護を嚴重。して只管。侵來る備とぞ爲ける。此歳蒙古國師を元と更む。趙良弼。忽必烈。の御答なきを益憤激。軍を發ん。と憂。對馬の氏彌四郎との者。を勸解。その他二十六人と利を以て共騙。六宰府守護所の使人なりと稱せ。己が船へ乘還。元主を見。めんとせ。忽必烈も追ふ。色を狐疑。姚搨。許衡。などの謀臣。小問。バ。が。使人を遣。我兵を加。とを怖。その強弱を視。規

ゆんが爲。寄來。そのなるべ。見。寛仁。示。慰撫。還。と答。忽必烈。其議。可。逢。と聽。高麗。よりこれを送還。同十年。趙良弼。復太宰府。到。御答書。乞。能。空。國。還。忽必烈。我邦の執強。して。屈。せ。を。瞋。怒。小。堪。速。軍兵。遣。と。攻。んと。激。厲。と。趙良弼。頗。も。と。諫。も。聽。同。十。一。年。冬。十。月。胡。元。の。軍。兵。一。萬。五。千。人。高。麗。の。軍。兵。八。千。人。戰。艦。三。百。艘。を。乘。來。其。軍。利。あり。と。道。歸。たる。の。纒。一。萬。三。千。五。百。餘。人。なり。と。命。を。頒。する。の。半。近。なり。此。歳。の。春。龜。山。天。皇。御。位。を。皇。太。子。に。傳。た。る。の。事。後。宇。多。天。皇。と。奉。る。異。年。建。治。と。改。元。あり。忽。必。烈。我。邦。の。驍。武。して。邊。み。制。難。と。察。元。の。至。元。十。二。年。春。二。月。復。禮。部。侍。郎。杜。世。忠。兵。部。郎。中。何



文著計議官撤都魯丁高麗の舌人徐贊及薰畏國の人にて名を  
果としひ一者を書状官として俱に五人の書牘を齎し遣はるを鎌倉よ  
護送龍口ゆき其首を斬梟首させり翼年ハ此方より軍を遣はり胡元  
を征伐あるべきとて觸れ日本史時宗列傳ハ高麗を攻めし令を出  
たるより一記さるる事とある一時の權籌なることハ本文既論るが如  
くをより五年を歴く弘安二年の復るより元の將夏忠范文虎等商  
議ふ我邦より宋に渡住する本曉房靈果といふ僧ハ周福樂忠といふ  
者と通事陳光等を副書翰を持せり來りたり此僧靈果ハ我邦乃人  
たるを殺せりといひたるをこれをもも博多に於て盡く殺せたり  
今此等の事を按ふ世の人先ハ杜世忠を殺せりといふことを忽必烈の初ハ  
知ざるより一應ハ然ることなるハ元史の至元十七年ハ宋の天下を一統せり

年ハ日本叙杜世忠等と記さるる此年ハ始り殺せりといふことを聞たる如くなること  
杜世忠を斬らるとはハ兩國の人の遁還するもあり高麗よりもられと告ぐれば  
使者の還りて徒ハ六年を経る間ハ忽必烈が聞きて空しく過さんこと決り  
めざるは然らハ元史ハ全く後ハ記たるもの誤り十七年ハ始り聽るること  
たるものなるべし然る元主が我邦を覬覦し之を奪んとするより至元五年ハ  
牒狀の稱答さるる起杜世忠等を殺せり決り至元七年ハ軍須の  
悉備を待て大舉入寇したるものなりとて忽必烈が性傑急かるも  
志を起さるより十四年の久きと壁ゆるをせり我狄の人の國を覬覦し侵  
掠んとするより倉卒ハ能く得べきことハありしなり時宗が元の使を斬  
たるハ全く彼が怒を起させり其軍を促しあれハ由り天下士人の心を激厲し之  
を殊死ハ一めて必克の利をいふと録と文のハ前ハ決ゆる勇猛果斷の遠慮



より出たるものなり。故に水戸の義公の大日本史ふんことを賛く。元拔強大  
之勢以臨我我屈伏以事之彼將責以稱藩朝貢而陵辱謀  
求之無厭也夫赫赫 天孫之曹臨駁瑞穗國代天子民  
之道無假於彼而張夸辭以脅制我是欲蠻夷我也時宗執  
其使而戮之宣揚威武震懾外國其舉甚善矣彼欲洩怒於  
我則我固有備選將蒐卒屯戍沿海軍國之要一無所闕故  
元主大興舟師來寇而卒不能得志雖由神明之祐颺風大  
發亦時宗堅忍不拔之志與防禦得宜之所致也元主創艾  
不能再舉時宗之功不亦偉乎。とのさむひひか如く此の如き颺風乃  
神助あること全く時宗が國家の爲に深く慮り死を顧じ我日本の國體を  
損じ威武を異域に炫耀んと欲真勇大智の忠誠より出たる大とされたる。

上下大いどが爲に勵まされて 龜山上皇の天下億兆の人の爲に至尊乃

御生命を擲し御身を以て代たまんと。御祈願あらせらるる至誠乃感  
應を致させ奉たるものなるを義公の贊に至當といふべきなり。第十一回  
それらのあとに演説ぬまど蒙古の書を此に鈔出して其顛末を世人に  
知しあめんと欲し鄭重煩冗を厭じ再よむを教言するものなり。

舟覆を此むの風の雲誘ふ龍乃口より吹初くけり  
指漏漁者記

日本國開闢由來記附記 終

附

八



右全部七卷附記一卷

江戸市井隱士一夢道人指漏漁者編述

全編三十六圖

伊草孫三郎國芳畫



首卷讚詞第一第二卷

宮城玄魚書

凡例及第三卷及附記

一木二夕書

第四第五第六卷

山口樂園書

彫工

朝倉伊八刀

安政三丙辰歲秋七月稟準彫刻

萬延元庚申歲秋九月刷印發行

大日本國開闢由來記跋

夫瓦礫雖大珠玉雖小其尊卑之相千萬

固不待言矣至國土亦然我日域為州

六十六環以大海萬物蕃殖無所不有焉

且多暗礁淺渚不便寄海船真巖然一大

城郭也是以太古有細戈千足國

久巴之保  
古知美苗

久巴之保  
古知美苗  
兵器精鍊且具之也

磯輪上秀真國

留保連末



乃久 浦安國 字良也頃久尔 浦信 千五百秋端

穗國 知保安美 皇保乃久爾 大日本豐秋津州 世末

紀高須 等稱以其地勢之險膏腴之富傑

出於四海萬國故也又况太初建基於高

天垂統於日神皇位一系連縣不絕寶

祚之永延瞭於國史日繼之隆盛徵於事

實乎是以君乃日神之後裔臣乃高天

之倍侍從太古以來大道早既行於不言

之時乃至今日君臣之禮一定不紊焉是

豈非威德傑出於四海八百萬神衛護

之力乎我虜則不然其為域偏僻其為地

硤鹵其為人偏智其於天理人道毫不

知解心怯兵鈍不得止乃造大艦巨礮及

凡百火器以資其劫奪以通商於四方補



其缺乏如齒我北虜及墨夷等是也然則以彼較我猶瓦礫之於珠玉乎是以邦之忠魂義膽受之天稟之自然雖鄙夫野人目不識丁者皆有勇敢不顧死之資且六十六州無不產穀之地且數美劍利亦全寰宇中無出其右者是非天地秀靈之氣所鍾而邦之天稟有異於他

則奈何能至此乎而昇平年久民之視干戈二百餘年貴賤事遊墮風俗流浮華是以士失廉恥之志民逐輕薄之行天稟之美日以剝蝕是迺今日之憂也雖然有一感激之則必將復神州固有之性有奮然不顧死者焉然則我之一可以當腥羶異類之百千假令有彼等合從連衡來



欲<sup>スルモ</sup>侵掠我<sup>レ</sup>何<sup>ニ</sup>足<sup>ル</sup>憐<sup>シ</sup>哉<sup>ニ</sup>予<sup>ハ</sup>每<sup>ニ</sup>燈火<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>親<sup>ム</sup>之<sup>ヲ</sup>  
 候<sup>ニ</sup>則<sup>テ</sup>好<sup>ク</sup>繙讀<sup>ス</sup>國史<sup>ヲ</sup>舊記<sup>ヲ</sup>遂<sup>ニ</sup>分<sup>ル</sup>疏<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>成<sup>セ</sup>此<sup>ノ</sup>篇<sup>ヲ</sup>  
 盖<sup>シ</sup>欲<sup>シ</sup>使<sup>シ</sup>士人<sup>ヲ</sup>奮起<sup>シ</sup>神州<sup>ニ</sup>固有<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>性<sup>ヲ</sup>我<sup>レ</sup>之<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>  
 以<sup>テ</sup>當<sup>ル</sup>腥羶<sup>ヲ</sup>異類<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>百<sup>ニ</sup>千<sup>ニ</sup>已<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>予<sup>ノ</sup>草野<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>  
 微忠<sup>ヲ</sup>云爾<sup>ヲ</sup>刻成<sup>ス</sup>爰<sup>ニ</sup>贅<sup>シ</sup>數言<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ス</sup>之<sup>ノ</sup>跋<sup>ヲ</sup>告<sup>ス</sup>  
 安政戊午四月指漏漁老再識

如水陳人書



東壁堂藏板發賣書房

和州余良	白金屋弥三郎	和州和歌山	坂本屋喜一郎
城州伏見	前田半兵衛	和州山田	山崎與三兵衛
江州大津	澤宗治郎	同	藤原長平
同	古川伊助	同	柏屋兵助
同	近江屋太兵衛	同	水屋嘉助
同	浪花屋市藏	同	山形屋傳右衛門
同	須原屋善藏	同	篠田伊十郎
同	本屋浦吉	同	丁子屋清七
同	高鳴忠次郎	同	本屋佐兵衛
同	藤屋磯右衛門	同	服部利三郎
同	萬屋久五郎	同	永樂屋治右衛門
同	十屋半四郎	同	武田禮吉
同	紙屋庄兵衛	同	吉田屋善太郎
同	松尾屋新右衛門	同	森傳四郎







